

公布された規則のあらまし

災害救助法施行細則の一部を改正する規則（規則第五三号）

- 1 救助を必要とする者に支出することができる費用の限度額を改めることとした。（別表第一関係）
- 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に半壊した住宅の応急修理を救助の対象とすることとした。（別表第一関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。